

# 引っ越しの際は 「マイナンバーカード・ 通知カードの 住所変更手続」も お忘れなく!



## 「マイナンバーカード」「通知カード」は 住所変更手続が必要です。

マイナンバー自体は引っ越ししても変わることはありませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」に新住所を追記する必要があります。転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」または「通知カード」の住所変更手続を行ってください。

### ご家族全員分のお手続もお忘れなく!

同一世帯の住所変更手続を、まとめて行うことも可能です。全員分の通知カードまたはマイナンバーカードを持参ください。

※代表して手続をされる方が、同一世帯であることを確認するために、運転免許証、健康保険証等の身分証が必要となります。

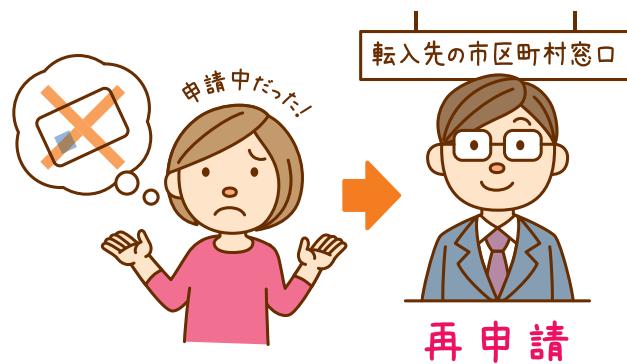
※マイナンバーカードについては、全員分の暗証番号(4桁)の入力が必要となります。

どちらをお持ちの場合もお手続が必要です!

<b>マイナンバーカード 表面</b> 	<b>通知カード 裏面</b> 
<b>転入先の市区町村窓口</b>	
<p>転入届を出した場合でも、マイナンバーカードの住所変更手続を行うことなく90日を経過すると、そのマイナンバーカードは失効となります。</p>	

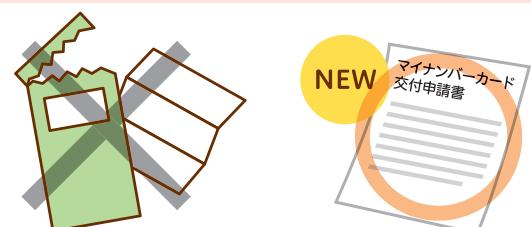
## 「マイナンバーカード」の交付申請中に 引っ越しをされるときは…

「マイナンバーカード」の申請から受取のお知らせをするまでには概ね1月ほどかかります。交付申請中(カード受取前)に引っ越しをされる場合、転入先で改めて申請していただく必要があります。その際には、再度顔写真を添付することなく署名または記名押印のみで申請することができますので、転入先の市区町村窓口で改めて申請手続をしてください。



## 引っ越し先で「マイナンバーカード」の 交付申請をされるときは…

引っ越しに伴い住所が変わると、旧住所宛に「通知カード」と一緒に届けしていた「マイナンバーカード交付申請書」は使用できなくなります。転入先の市区町村窓口にて渡される新しい「マイナンバーカード交付申請書」を使用して交付申請を行ってください。



旧住所宛に届いた「マイナンバーカード交付申請書」は使用できません!  
転入先の市区町村窓口で渡される新しい交付申請書を使用してください。

こんなとき  
どうする?

「マイナンバーカードを失くしてしまったので、  
マイナンバーカードを一時停止したい…」

紛失してしまった場合、マイナンバーカードの一時停止が可能です。

コール  
センター

紛失によるマイナンバーカードの  
一時停止手続は  
コールセンターにご連絡ください。

発見された  
場合は  
役所  
窓口

マイナンバーカードを発見した場合など  
マイナンバーカードの一時停止解除の手続は  
お住まいの市区町村窓口にて行ってください。

マイナンバーに関するお問合わせは  
マイナンバー総合センター(フリーダイヤル)  
**0120-95-0178(無料)**

平日／9:30～20:00 土日祝／9:30～17:30  
(12月29日～1月3日を除く)

[マイナンバーカード総合サイト](#)

検索